

お知らせ

町より

行政

行政相談

行政サービスについてのご相談
お悩み、お困りのことはありませんか。

相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆日時 4月18日(金) 10時～15時

◆場所 健康センター健康相談室
担当者

松田幹男 ☎62・3024
田口英輔 ☎62・3263

問 総務課 行政係
☎52・7111(直通)

住民税

軽自動車税

4月1日の所有者に課税

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車などの所有者に年税額が課税されます。軽自動車やバイクなどの所有者になったときは、登録手続きを行ってください。

また、軽自動車税の納付につきまして、口座振替(自動払込)が便利です。預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、納付の手間が省けます。

お手続きは振替を希望する金融機関の窓口にてお願いします。

問 税務課 住民税係
☎52・5853(直通)

軽自動車税の減免

障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は、その程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

軽自動車税の減免を受ける場合は、5月26日(月)までに税務課または宮原振興局総務振興課に申請書の提出をしてください。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・車検証
- ・運転される人の免許証
- ・障害者手帳

問 税務課 住民税係
☎52・5853(直通)



トラクターなど 小型特殊自動車の登録

農耕作業・特殊作業用などの小型特殊自動車をお持ちの人で、登録をされていない車両がある場合は、税務課または宮原振興局総務振興課にて登録をお願いします。

【登録に必要なもの】

- ・印鑑(所有者・使用者のもの)
- ・販売証明書もしくは車名・車台番号の分かる書類

問 税務課 住民税係
☎52・5853(直通)



下水道

下水道使用料の消費税率の改正

消費税法などの改正により、平成26年4月1日から下水道使用料の消費税率が5%から8%に変わります。

【経過措置】

- ・平成26年4月請求分まで(3月使用分)
- 改正前の消費税率(5%)



固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法の規定により、次のとおり縦覧を行います。
固定資産の詳しい内容についてお知りになりたい人、平成25年中に土地を売買したり、家屋を新築・増築したりした人、また、地籍調査により地積などが変更された人は、特に確認をお願いします。
なお、固定資産税課税明細書は、6月に納税通知書と併せて発送します。

【縦覧内容】

期 間	4月1日(火)～6月30日(月) 8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)		
場 所	氷川町役場 税務課		
対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧できる帳簿	記載事項
	固定資産税の土地の納税者(代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在(地番)、地目、地積、評価額、課税標準額など
必要なもの	固定資産税の家屋の納税者(代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在(地番)、種類、構造、床面積、評価額など
	本人の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など) ※代理人の場合、上記のほか委任状の提示が必要です。		
手数料	無 料		

お問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎52・5853(直通)

県より

若者就職相談室

(ジョブカフェやつしろ)

「ジョブカフェやつしろ」は、就職活動を何から始めたらよいか迷っている、おおむね15歳から39歳の若者や、家族に対する八代地域の支援拠点です。

個人的問題、書類の作成、面接、職種選択など就職に関する問題の無料相談室です。お気軽にお立ち寄りください。

◆日時 9時～17時(平日)
10時～17時(水曜日のみ)

◆場所 八代地域振興局1階
※毎月5日・20日の10時から12時まで、八代市立図書館で出前相談を実施していますので、ご利用ください。

問 ジョブカフェやつしろ
☎33・3756



自動車税の納付は 6月2日までに

自動車税の納税通知書を5月初めに送ります。納期限の6月2日(月)までに、近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局(ただし、鹿本については山鹿市役所内)、自動車税事務所まで納めていただきますようお願いいたします。

問 熊本県南広域本部収税課
(八代総合庁舎内)
☎33・2184

環境への配慮から 自動車税の税額が加算

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は登録の翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

自動車税が加算される自動車は、新車新規登録から11年を過ぎたディーゼル車および13年を過ぎたガソリン・LPG車で、年限を過ぎた翌年度から、自動車税が約10%加算されます。

【平成26年度に対象となる自動車】
①ガソリン・LPG車
平成13年3月31日以前に新車新規登録された自動車

②ディーゼル車

平成15年3月31日以前に新車新規登録された自動車

問 熊本県南広域本部 収税課
(八代総合庁舎内)
☎33・2184

ミツバチに対する農業危害防止

ミツバチは農業生産などにおいて、重要な役割を担っています。これから、かんきつ類の開花期を迎えますが、この時期の農業散布に当たっては、ミツバチの死亡事故が発生しないよう次のことに注意しましょう。

【農業散布時の注意事項】

- ① 農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合には特に注意する
- ② 近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換する
- ③ 防除時は周辺を十分確認し、ミツバチや巣箱に農薬が掛からないように注意する

問 八代地域振興局 農業普及・振興課
☎33・3425

熊本県農業技術課
☎096・3333・2381

熊本県畜産課
☎096・3333・2401

